

平成30年度 瑞浪市国民保護協議会議事録

開催日時:平成30年7月5日(木) 午後3時～午後3時30分

開催場所:瑞浪市保健センター 3階大会議室

出席者:25名(西日本電信電話株式会社岐阜支店災害対策室長、東濃鉄道株式会社土岐営業所長、多治見警察署長、瑞浪市教育長、土岐医師会長は代理出席)

欠席者:2名(東濃県事務所長、瑞浪商工会議所会頭)

事務局:4名(景山まちづくり推進部長、三浦生活安全課長、生活安全課 加藤、山内)

議 事:瑞浪市国民保護計画の変更について…資料事前配布

次第・発言者	内 容
開会 事務局：三浦課長 会議の成立	<p>それでは、防災会議に引き続き、国民保護協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、委員の出席状況につきまして、ご報告させていただきます。本協議会は、瑞浪市国民保護協議会条例第4条第2項に基づき、会議の成立には過半数の委員の出席が必要となりますが、委員総数24名のうち、本日、22名の委員の方のご出席をいただいておりますので、本協議会が成立しておりますことを、まずご報告申し上げます。</p>
会議の公開等 事務局：三浦課長	<p>また、先ほどの防災会議と同様、会議の公開につきまして、予め皆様にご了承をお願いいたします。</p> <p>本会議につきましては、瑞浪市附属機関及び懇談会等の会議の傍聴に関する要綱に基づき、公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>～「異議なし」の声～</p> <p>なお、会議の内容につきまして、会議録としてまとめる関係上、録音をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>

<p>委員の委嘱 事務局：三浦課長</p>	<p>早速ですが、委員の皆様の委嘱状、辞令につきましては、お手元の机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>この国民保護協議会委員につきましては、お配りしております委員名簿により、会長となられる市長のほか、24名の皆様に委員をお願いしております。</p> <p>なお、皆様には、先ほどの防災会議において自己紹介をしていただきましたが、国民保護協議会には新たに、市の総務部長、民生部長、経済部長、建設部長が委員として加わっておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の任期は、国民保護法の規定で2年となっております。</p>
<p>会長挨拶 事務局：三浦課長</p> <p>市長（会長）</p>	<p>続きまして、瑞浪市国民保護協議会の会長についてですが、国民保護法第40条第2項の規定により「市町村の国民保護協議会の会長は、市町村長をもって充てる」と明記されております。</p> <p>それでは、会長であります、水野市長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">（市長挨拶）</p>
<p>資料確認 事務局：三浦課長</p>	<p>それでは、ここで、本日お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まずは、事前にお配りさせていただきました資料が、</p> <p>「平成30年度「瑞浪市国民保護計画」修正要旨（案）」</p> <p>「瑞浪市国民保護計画新旧対照表」</p> <p>「瑞浪市国民保護計画」</p> <p>でございます。</p> <p>また、本日お手元にお配りさせていただいた資料が</p> <p>「平成30年度国民保護協議会次第」</p> <p>「瑞浪市国民保護協議会委員名簿」</p> <p>「瑞浪市国民保護協議会条例」</p> <p>「資料 武力攻撃やテロなどから身を守るために」</p> <p>でございます。</p> <p>資料に過不足等ございませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申しつけください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>国民保護法の説明 事務局：三浦課長</p> <p>事務局：加藤</p>	<p>続きまして、「国民保護の概要について」説明させていただきます。説明は、生活安全課の加藤が行います。</p> <p style="text-align: center;">（内容説明）</p> <p>以上、説明させていただきましたが、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。</p>

<p>諮問 事務局：三浦課長</p> <p>市長</p>	<p>次に、瑞浪市国民保護計画の変更の諮問について、説明します。 瑞浪市国民保護計画の変更の諮問ですが、国民保護法第39条第3項では、「市町村長は、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない」と規定されております。 それでは、市長から諮問につきまして、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、国民保護法第39条第3項の規定に基づきまして、瑞浪市国民保護計画の変更について、お手元に配布しました変更（案）のとおり、諮問します。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 事務局：三浦課長</p>	<p>それでは、次に進めさせていただきます。 瑞浪市国民保護協議会の議長は、瑞浪市国民保護協議会条例第4条第1項の規定により、瑞浪市国民保護協議会の会長が議長となることが定められておりますので、本協議会の会長であります水野市長に、議長をお願いいたします。</p>
<p>議事 議長（市長）</p> <p>※議事</p> <p>事務局：加藤</p> <p>議長</p> <p>西尾委員</p> <p>事務局：加藤</p>	<p>それでは、瑞浪市国民保護協議会条例に基づきまして、私が会議の進行を務めさせていただきます。 ただ今から、議事に入らせていただきます。 では、議事「瑞浪市国民保護計画の変更について」ですが、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（内容説明）</p> <p>ただ今、説明のありました「瑞浪市国民保護計画の変更について」につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>新旧対照表の3ページの安否情報システムについてですが、システムが使用できない場合は電子メールにて県に報告するとありますが、メールは使用できるという想定でよろしいでしょうか。また、使えない場合は、どのように対応するのでしょうか。</p> <p>メールは使用できると想定しています。 メールが使用できなかった場合においても、県と市には、県防災情報ネットワークシステムなどの情報伝達手段がございます。 万が一の場合は、これらを活用しますので、安否情報システムや電子メールが使用できない場合につきましても、県への報告は問題ないと考えております。</p>

<p>会長</p>	<p>その他、ご意見等もないようですので、「瑞浪市国民保護計画の変更（案）」につきましては、原案どおりご承認いただくということで、よろしいでしょうか。</p> <p>～「異議なし」の声～</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、異議なしということで、原案どおり決定させていただきました。</p>
<p>答申 会長</p>	<p>それでは、「瑞浪市国民保護計画の変更（案）」の答申についてですが、委員の皆様のご意見をお伺いしましたところ、異議なしということでしたので、この「瑞浪市国民保護計画の変更（案）」の内容で答申をしたいと思っておりますが、ご意見はございますか。</p> <p>～ 意見なし ～</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、特にご意見はないようですので、「瑞浪市国民保護計画の変更（案）」の内容で、事務局において答申書をまとめさせていただきますので、ご了承をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、「その他」で何かございませんでしょうか。</p> <p>～ 特になし ～</p>
<p>会長</p>	<p>以上で、本日の議題は終了いたしました。 皆様方のご協力により、会議を円滑に進めることができましたことに厚くお礼申し上げます。武力攻撃事態等は、あってはならないことですが、常日頃より万全な備えをしておくということが、極めて重要なことであると考えております。これからも委員の皆様方にはいろいろな角度からのご提言やご審議をお願いいたします。 では、進行を事務局に交代します。</p>
<p>事務局：三浦課長</p> <p>閉会 事務局：景山部長</p>	<p>スムーズな議事進行をありがとうございました。 それでは、閉会のことばを景山まちづくり推進部長から申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の瑞浪市国民保護協議会を閉会とさせていただきます。皆様方には、防災会議と合わせてお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。 今後も引き続き、市では、危機管理体制の強化に努めてまいりますので、委員の皆様方のお力添えをお願いいたします。 散会とさせていただきます。</p>